



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和2年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(24)の項中「|夏期作業シャツ|」を「|夏期作業シャツ|」に、「|5年|」を「|3年|」に改め、同1の(31の2)の項中「|5年|」を「|3年|」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第12号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第6号」に改める。

第4条第2項中「第4条第2項第3号」を「第4条第2項第5号」に改める。

第5条第2項第3号中「書類」の次に「及び変更の日から起算して5年を経過する日までに知事が指定する研修を受講する計画を記載した書類又は変更の日以前5年間に知事が指定する研修を受講したことを証する書類」を加える。

第9条中「第12条」を「第13条」に改める。

第10条中「第13条」を「第14条」に改める。

第11条中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改める。

様式第6号の表中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改め、同様式の裏中「抜すい」を「抜粋」に、「立入検査」を「立入検査等」に、「第15条」を「第16条」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

生活排水課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第13号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道18号の項中「上田市道染屋西野竹線との交差点」を「上田市古里字堂前1999番5地先」に改め、同表の県道真田東部線の項中「東御市道樋の口・西宮線との交差点から東御市道県・祢津線との交差点までの区間の東御市道県・祢津線との交差点に向かって右側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域の」を「別表第3の県道真田東部線の許可地域に係る」に改め、同表の県道扇沢大町線の項中「大町市大字平字籠川谷2117番林22小班地先」を「大町市平字籠川谷2117番林22小班地先」に改め、同表の県道小諸上田線の項及び県道小諸軽井沢線の項を次のように改める。

県道小諸上田線	小諸市大字諸字西平682番の11地先から小諸市道7154号線との交差点まで(バイパス)	両側各100メートル以内
	県道小諸軽井沢線との交差点から東御市道110号線との交差点まで	両側各300メートル以内。ただし、別表第3の県道小諸上田線の許可地域に係る区域を除く。
県道小諸軽井沢線	県道小諸上田線との交差点から北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界まで	両側各300メートル以内。ただし、別表第3の県道小諸軽井沢線の許可地域に係る区域を除く。

別表第2の県道杉野沢黒姫停車場線の項中「黒姫別荘地入口(上水内郡信濃町大字柏原字中原1429番の2地先)」を「上水内郡信濃町道柏原黒姫高原線との交差点」に、「信越本線」を「北しなの線」に改め、同表の県道丸子北御牧東部線の項中「東御市道浦久保・山崎線」を「東御市道浦久保線」に改め、同表の県道有明大町線の項中「大町市大字常盤字東部6851番の8地先」を「大町市常盤字東部6851番の8地先」に改め、県道あづみの公園大町線の項の次に次のように加える。

県道上松南木曾線	ふるさと林道台ヶ峰線との交差点(木曾郡上松町大字上松1302番の5地先)から同林道との交差点(木曾郡上松町大字小川2808番の1地先)まで	木曾郡木曾町に向かって左側100メートル以内及び右側一級河川木曾川まで
----------	---	-------------------------------------

別表第2の長野市道千曲河畔線の項中

長野市道千曲河畔線

「長野市道豊野424号線」に改め、同表の小諸市道0104号線の項を削

り、同表の大町市道杏掛柿ノ木線の項中「大町市大字常盤字泉東原5679番地先」を「大町市常盤字泉東原5625番地18地先」に改め、同表の大町市道青木佐野坂線の項中「大町市大字平23497番の2地先」を「大町市平23497番の2地先」に改め、同表の東御市道浦久保・

山崎線の項中 「東御市道浦久保・山崎線」 を 「東御市道浦久保線」 に

改め、同表の北佐久郡御代田町道西城西宮原線の項を削り、同表の

諏訪郡原村道6503号線の項中 「諏訪郡原村道6503号線」 を

「諏訪郡原村道2016号線」 に、「県道茅野小淵沢韭崎線」を「県道富士

見原茅野線」に改め、同表の諏訪郡原村道8158号線の項を削り、同表の上高井郡高山村道牧5号線の項の次に次のように加える。

上水内郡信濃町道柏原黒姫高原線	県道杉野沢黒姫停車場線との交差点から黒姫別荘地入口(上水内郡信濃町大字柏原字中原1429番の2地先)まで	両側各500メートル以内
-----------------	--	--------------

別表第2のふるさと林道台ヶ峰線の項中「木曾郡上松町道鬼淵線との交差点」を「県道上松南木曾線との交差点(木曾郡上松町大字上松1302番の5地先)」に改める。

別表第3の一般国道18号の項中「東御市道常田・桜井線」を「県道丸子東部インター線」に、「県道丸子東部インター線」を「県道東部望月線」に、「県道東部望月線と」を「東御市道県・下沖線と」に、「上田市道染屋西野竹線との交差点」を「上田市古里字堂前1999番5地先」に、「埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地先」を「埴科郡坂城町大字坂城字坂端10200番地1地先」に改め、同表の県道真田東部線の項中「東御市道県・祢津線」を「東御市道祢津297号線」に、「以内」を「以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域」に改め、同表の県道小諸上田線の項中「小諸市道0134号線と」を「県道小諸軽井沢線と」に、「小諸市道0134号線及び小諸市道0202号線」を「小諸市道0202号線、小諸市道0134号線及び同市道のうち小諸市大字滝原1692番5地先から県道小諸上田線のうち県道小諸軽井沢線との交差点まで引いた直線」に、「東御市道212号線」を「東御市道滋野212号線」に、

「上田市に向かって左側300メートル以内」 を 「上田市に向かって左側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた工業地域」 に、

「東御市道県・祢津線」を「東御市道祢津297号線」に、「東御市道田中293号線」を「東御市道県・祢津線」に、

「上田市に向かって右側300メートル以内」 を 「上田市に向かって右側300メートル以内の地域のうち東御都市計画に定められた準工業地域及び工業地域」 に

改め、同項の次に次のように加える。

県道小諸軽井沢線	県道小諸上田線との交差点から小諸市道0134号線との交差点まで	北佐久郡御代田町に向かって右側300メートル以内並びに県道小諸軽井沢線、小諸市道0134号線及び同市道のうち小諸市大字滝原1692番地5地先から県道小諸軽井沢線のうち県道小諸上田線との交差点まで引いた直線によって囲まれる地域
	県道菱野筒井線との交差点から小諸市道7023号線との交差点まで	両側各300メートル以内
	小諸市甲高津屋4707番地2地先から松井隧道西口(小諸市甲御堂上4527番地4地先)まで	

別表第3の小諸市道0104号線の項を削り、同表の中央本線の項中「諏訪郡下諏訪町字社275番の1地先」を「諏訪郡下諏訪町字清水頭275番1地先」に改め、同表のしなの鉄道線の項中「小諸市大字丙字中堰241番の14地先」を「小諸市市町三丁目241番の14地先」に、「東御市道滋野16号線」を「東御市道滋野17号線」に、「東御市道常田・桜井線と」を「県道丸子東部インター線と」に、「県道丸子東部インター線」を「県道東部望月線」に、「県道東部望月線と」を「東御市道県・下沖線と」に、「埴科郡坂城町大字坂城字四反田9598番ノロ地先」を「埴科郡坂城町大字坂城字四反田9598番地の3地先」に改める。

別表第4の戸倉駅前広場の項中「昭和54年長野県告示第746号」を「平成18年長野県告示第352号」に、「戸倉上山田都市計画道路」を「千曲都市計画道路」に改める。

別表第6のハヶ岳エコーライン屋外広告物特別規制地域の1の表を次のように改める。

種類及び名称	区 間
茅野市道2級35号線	県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点から茅野市と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡原村道2007号線	茅野市と諏訪郡原村との境界から諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界まで
諏訪郡富士見町道7831号線	諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道茅野北杜韭崎線との交差点まで
県道茅野北杜韭崎線	諏訪郡富士見町道7831号線との交差点から諏訪郡富士見町道3482号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7832号線	県道茅野北杜韭崎線との交差点から県道立沢富士見停車場線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7906号線	県道立沢富士見停車場線との交差点から諏訪郡富士見町道4052号線との交差点まで
諏訪郡富士見町道7833号線	諏訪郡富士見町道4052号線との交差点から諏訪郡富士見町道115号線との交差点まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長野県景観規則の規定は、令和2年5月2日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手する行為については、なお従前の例による。

都市・まちづくり課

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県公安委員会委員長 山浦 悦子

長野県公安委員会規則第4号

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則

の一部を改正する規則

長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

会 計 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の3の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第9条の4 不妊治療休暇の単位は、1日とする。

2 条例第12条の3の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 任期付短時間勤務職員(条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 職員の育児休業等に関する条例第2条第1号及び第2号に掲げる職員

3 条例第12条の3の人事委員会が定める日数は、252日とする。第10条に次の1項を加える。

4 任命権者は、不妊治療休暇の請求について、条例第12条の3

に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日については、この限りでない。

第11条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「又は介護時間」を「、介護時間又は不妊治療休暇」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 職員は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、その事由及び期間を明らかにして、書面によりあらかじめ任命権者に請求しなければならない。この場合において、第1項ただし書の規定を準用する。

第11条の2中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に、「同項」を「第3項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条の3」の次に「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第2条第1項第1号中「あつたもの」の次に「、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。第10条第2項第6号及び第7号において「勤務時間条例」という。)第12条の3に規定する不妊治療休暇を取得している職員(以下「不妊治療休暇職員」という。))のうち、給与条例第43条の4第2項において準用する給与条例第43条の3第1項に規定する職員以外の職員であつたもの」を加える。

第5条第2項第2号中「又は」を「、不妊治療休暇職員(当該不妊治療休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が30日以下である職員を除く。同号において同じ。))又は」に改める。

第6条の2中「第43条の3第1項」の次に「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第1号中「又は」を「、不妊治療休暇職員又は」に改める。

第7条第1項第1号中「もの」の次に「、不妊治療休暇職員のうち、給与条例第43条の4第2項において準用する給与条例第43条の3第2項に規定する職員以外の職員であつたもの」を加える。

第10条第2項第2号中「又は」を「、不妊治療休暇職員又は」に改め、同項第6号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。次号において「」及び「という。))」を削る。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第51条」に改める。

第37条第1項中「若しくは育児休業」を「、育児休業若しくは不妊治療休暇」に、「育児休業」を「、育児休業、不妊治療休暇」に、「若しくは復職した」を「復職し、若しくは再び勤務するに至つた」に改め、同条第2項中「引続いて」を「引き続き」に、「育児休業」を「育児休業、不妊治療休暇」に、「又は復職した」を「復職し、又は再び勤務するに至つた」に改める。

第50条を第51条とし、第47条から第49条までを1条ずつ繰り下げ、第46条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇の承認を受けた職員の給与)

第47条 一般職員給与条例第43条の4第1項、学校職員給与条例第31条第3項及び警察職員給与条例第28条の2第2項に規定する人事委員会が定めるものは、通勤手当とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事務局